

## ○ 新規入会希望者に関する取扱細則

(平成 8 年 10 月 2 日)

(趣旨)

第 1 条 この細則は茨城県高度情報化推進協議会（以下「協議会」という。）への入会希望者の入会手続及び取扱いについて、茨城県高度情報化推進規約（以下「規約」という。）第 6 条の規定を補足するために定めるものである。

(入会申込書)

第 2 条 規約第 6 条第 1 項に定める入会申込書は別紙のとおり定める。

(仮会員)

第 3 条 会長あてに入会申込書により入会を申し込んだ者は、規約第 6 条第 2 項の規定に基づき幹事に諮られ入会が決定するまでの間は、仮会員として取り扱う。

(仮会員への情報提供等)

第 4 条 仮会員の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 仮会員は、会員と同様に協議会が実施する各種事業等についての情報を受けることができる。
- (2) 仮会員は、協議会の実施する相談事業への参加及び機関誌の提供を受けることができる。
- (3) 仮会員が協議会の実施する会員優遇措置（参加費免除、参加費減額等）のある事業に参加した場合は、会員外の取扱いとする。ただし、入会が決定した場合は、協議会は、負担金等に関する差額分については当該新規会員に対し返還しなければならない。

(入会期日)

第 5 条 入会が決定された場合の入会期日は、入会申込書を会長が受理した期日をもって入会日とする。

(会費の納入)

第 6 条 仮会員が入会の決定を受けた場合は、前条の規定による入会日の属する会計年度から会費を納めなければならない。

(補則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この細則は、平成 8 年 10 月 2 日から施行する。

茨城県高度情報化推進協議会入会申込書

申込日 平成 年 月 日

茨城県高度情報化推進協議会長 殿

茨城県高度情報化推進協議会の設立目的に賛同し、入会を申し込みます。

入会申込者	団体名			
	代表者職名			
	代表者氏名	印		
	住 所	〒		
	ホームページ	http://		
	電子メール	@		
申込責任者	責任者名			
	役 職 名			
	所 属 部 署			
会 費	申込口数	口		
連絡担当者	担当者名			
	役 職 名			
	所 属 部 署			
	住 所	〒		
	電 話 番 号	( ) -	F A X 番 号	( ) -
	電子メール (担当者用)	@		

- 注1) 入会申込に当たっては、**留意事項**をご覧ください。
- 注2) 代表者氏名欄に代表者印を押印のうえ、本票をご送付ください。
- 注3) 入会申込書に会社等の概要が分かる書類を添付してお申込みください。

## 茨城県高度情報化推進協議会への申込について

### 《 留 意 事 項 》

協議会への入会申込に当たっては、以下の事項にご留意ください。

1. 協議会への入会申込は、地方公共団体、企業その他の団体について受け付けておりません。
2. この入会申込書は一般会員（団体）用です（この他、学術研究機関など、特定の団体については特別会員の制度が設けられておりますので、事務局にお問い合わせください）。
3. 一般会員の会費は1口2万円で、規模の大きな法人及び団体については2口以上、規模の小さな法人及び団体については1口以上をお願いいたしております。  
また、市については2口、町村については1口をお願いいたしております。
4. 入会を申し込まれる際は、この申込書を下記の事務局宛に郵送でお送りください。
5. 入会を申し込まれた団体に対し事務局から別途入会決定等の通知をお送りいたします。  
会費の納入については、事務局から別途請求書をお送りしますので、それによりお支払いください。
6. その他詳しいことは下記事務局へお問い合わせください。

### 《茨城県高度情報化推進協議会事務局》

- 住所 : 〒310-0011  
水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県三の丸庁舎1階
- TEL : 029-222-4517 FAX : 029-222-4518
- E-mail : info@it-ibaraki.jp